

令和 7 年第 4 回野辺地町議会

定例会会議録

招集年月日 令和 7 年 9 月 4 日 (木)

招集場所 野辺地町議会会議場

開会(開議) 令和 7 年 9 月 4 日 (木) 午前 9 時 30 分

出席議員(12名)

1番	横浜睦成	2番	高沢陽子
3番	木戸忠勝	4番	村中玲子
5番	五十嵐勝弘	6番	戸澤栄
7番	古林輝信	8番	中谷謙一
9番	野坂充	10番	大湊敏行
11番	赤垣義憲	12番	岡山義廣

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	野村秀雄
副町長	江刺家和夫
教育長	小野淳美
会計管理責任者	長根一彦
総務課長	高山幸人
企画財政課長	西館峰夫
防災管財課長	木明裕二
産業振興課長	上野義孝
町民課長	富吉卓弥
介護・福祉課長	飯田貴子

健 康 づ く り 課 長	木 明 修
建 設 水 道 課 長	五 十 嵐 洋 介
建 設 水 道 課 調 整 監	古 林 輝 樹
学 校 教 育 課 長	飯 田 満
兼学校給食共同調理場所長	
学 校 教 育 課 指 導 室 長	濱 田 健 太 郎
社会教育・スポーツ課長	玉 山 順 一
中央公民館長兼図書館長	二 木 智 徳
兼歴史民俗資料館長	
代 表 監 査 委 員	駒 井 広
総 務 課 長 補 佐	七 島 良 嘉
総 務 課 主 幹	四 戸 俊 彰

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	田 中 利 実
議 会 事 務 局 主 幹	濱 中 太 一

議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 提案理由説明
- 日程第5 委員会の所管事務調査報告
 - 1、総務常任委員会
 - 2、建設産業保健衛生常任委員会
- 日程第6 特別委員会の中間報告
 - 1、ハラスメント対策特別委員会

会議録署名議員の氏名

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した

6番	戸澤	栄
10番	大湊	敏行

町長の提出議案

- 報告第4号 専決処分した事項の報告の件（物損事故に係る損害賠償についての和解の件）
- 報告第5号 令和6年度野辺地町一般会計継続費精算報告について
- 報告第6号 野辺地町土地開発公社清算報告について
- 報告第7号 令和6年度一般財団法人野辺地町観光協会事業報告及び決算について
- 議案第39号 令和6年度野辺地町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件
- 議案第40号 令和6年度野辺地町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件
- 議案第41号 令和6年度野辺地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件
- 議案第42号 令和6年度野辺地町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件
- 議案第43号 令和6年度野辺地町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

- 議案第44号 令和6年度野辺地町水道事業特別会計決算の認定を求めるの件
- 議案第45号 令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第46号 令和7年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第47号 令和7年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第48号 令和7年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第49号 令和7年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第50号 野辺地町犯罪被害者等支援条例案
- 議案第51号 北部上北三町村国土強靭化地域計画共同策定に係る協定について
- 議案第52号 財産の取得の件（学習用コンピュータ等（i Pad）購入）
- 議案第53号 財産の取得の件（避難所用資機材等購入）
- 議案第54号 財産の取得の件（避難所用備品等購入）

議会の提出議案 なし

◎開会及び開議の宣告

○議長（岡山義廣君） ただいまから令和7年第4回野辺地町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（岡山義廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第111条の規定によって、6番、戸澤 栄君、10番、大湊敏行君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（岡山義廣君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会で会期について審議した結果を皆様に配付しております。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月12日までの9日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月12日までの9日間に決定しました。

会期日程

9月 4日	本会議（会議録署名議員の指名、会期の決定、提案理由説明、委員会報告）
9月 5日	本会議（一般質問）
9月 6日～ 9日	休会
9月 10日	本会議（議案審議（決算審議））
9月 11日	本会議（議案審議（決算審議））
9月 12日	本会議（議案審議（補正予算等）、付託事件に関する調査の件、陳情審議）

◎諸般の報告

○議長（岡山義廣君）　日程第3、諸般の報告を行います。

本日までに受理した陳情は、過般の議会運営委員会での審査により、お手元に配りました陳情文書表のとおり、陳情第2号は建設産業保健衛生常任委員会に、陳情第3号は総務常任委員会に付託しましたので、報告します。

◎議案の上程、提案理由説明

○議長（岡山義廣君）　日程第4、報告第4号から報告第7号まで、議案第39号から議案第54号までを一括上程いたしまして、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野村秀雄君）　皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和7年第4回町議会定例会を招集しましたところ、議員各位にはご多用のところご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま上程されました諸議案の説明に先立ちまして、6月定例会以降の諸般の事項について3点ほどご報告いたします。

初めに、「祭り担い手育成事業について」であります。

町教育委員会では、町内の2つの小学校と、のへじ祇園まつりに参加する祭典部と連携し、本事業を初めて実施いたしました。

7月には、祭典部の皆様が各校を訪問され、児童たちが祇園囃子や神楽に触れる機会を設けられたほか、山車小屋において山車飾りの製作体験も行われました。

この取組を通じて、子供たちは、これまで祭りを支えてこられた方々の思いを直接受け取り、地域の誇りと伝統の重みを体感する、大変意義深い機会となったものと受け止めております。

こうした経験が、町の未来を担う子供たちの健やかな成長につながり、やがては地域の力となることを心より願っております。

2点目は、「のへじイルミネーション光物語2025について」であります。

愛宕公園では、8月8日よりイルミネーションの点灯が始まり、多くの来場者の皆様に、幻想的な光の空間を楽しんでいただきました。

今年で4回目の開催となり、昨年より2万球多い約15万球のLEDを使用し、常夜燈や北前船、光のトンネルなど、様々な演出を施しました。

また、点灯式には野辺地高校の生徒たちにも参加いただき、地域の一員として町のにぎわいづくりに関わる喜びを感じていただけたものと思います。

のへじ祇園まつりとの同時開催により、町全体が活気に包まれる夏の風物詩として、着実に定着しつつあります。

今後も町民の皆様とともに、光と感動を届けられる事業として、続けてまいります。

3点目は、「柴崎岳選手をモデルとした大型かかしについて」であります。

本町出身で、現在J1鹿島アントラーズに所属する元サッカー日本代表・柴崎岳選手をモデルとした大型かかしが、8月20日に、母校である青森山田中学校から本町へ“里帰り”を果たしました。

このかかしは、令和2年に「かかしロード280」で披露されたもので、ねぶた師・北村蓮明氏が手掛けた、高さ約6メートルの力作であります。

のへじ祇園まつり期間中は常夜燈公園に展示され、多くの方々に親しまれました。現在は町立体育館にて常設展示を行っております。

町の誇りである柴崎選手をより身近に感じていただくことで、町民の皆様に元気と希望を届けられるよう、活用してまいりたいと考えております。

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、報告第4号「専決処分した事項の報告の件」は、物損事故に係る損害賠償についての和解の件であります。

本年4月30日、町道馬門支線5号線上において、相手方車両が国道4号方向へ走行中、道路の陥没箇所を通過した際に、右フロントフェンダー等を損傷したので、町は事故の損害賠償金として3万8,799円を支払うことで和解したものであります。

次に、報告第5号「令和6年度野辺地町一般会計継続費精算報告について」は、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、令和6年度に終了した野辺地町一般会計継続費の精算についてご報告するものであります。

次に、報告第6号「野辺地町土地開発公社清算報告について」は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、野辺地町土地開発公社の清算についてご報告するものであります。

なお、清算結了に伴い、残余財産現金1,282万4,000円余りについては、町に引き渡されました。

次に、報告第7号「令和6年度一般財団法人野辺地町観光協会事業報告及び決算について」は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、政令で定める法人について、その事業報告及び決算をご報告するものであります。

令和6年度における一般正味財産は、経常収益が4,408万円余り、経常費用が4,307万円余りで、経常外費用及び期首残高を加除した期末残高は593万1,000円余りとなりました。

続いて、議案第39号から議案第44号までは、令和6年度の各会計の決算についてであります。

令和6年度の一般会計決算額は、過去最大となった前年、令和5年度の決算額に次ぐ規模となり

ました。

新庁舎建設事業が最終年度となり、その事業費が前年に比べて減少したものの、野辺地漁港荷さばき施設の工事、野辺地消防署に配置する化学車の更新、野辺地小学校改築工事の設計などの事業費が増加したほか、物価高騰への対策費や除排雪経費が増加いたしました。

新庁舎は外構工事等を全て終え、令和6年12月25日に全部供用開始いたしました。町民の皆様によりよいサービスを提供できる施設として、また、堅固な防災拠点として整えることができましたので、応対する職員ほかソフトの面でもこれまで以上に充実させていきたいと思います。

物価高騰対策としては、定額減税補足給付金や、1世帯当たり3万円、子供がいる世帯には子供1人当たり2万円の加算を行う住民税非課税世帯への給付金、あるいは低所得者を支援する物価高騰対応給付金のほか、灯油購入費支援給付金及びプレミアム商品券の発行などを実施いたしました。一部の事業を令和7年度へ繰り越して実施するとともに、令和7年度予算においても生活応援商品券発行事業を計上するなどして、切れ目のない支援を継続しているところです。

また、昨年末から今年初めの大雪に対しましては、速やかに追加の除排雪費用を措置し、対策が滞ることがないように対応しております。

野辺地漁港の新しい荷さばき施設の完成により、衛生管理が高められ、効率的に作業できるようになり、当町の漁業をさらに振興できる環境が整えられました。

ホタテに関しましては、高水温による生育不良や食害などで水揚げ量の減少が心配されているところですが、町として適切に対応してまいりたいと考えております。

それでは、議案第39号の「一般会計歳入歳出決算」から、その概要をご説明いたします。

一般会計の歳入決算額は87億5,598万7,000円余り、歳出決算額は86億1,514万6,000円余りで、令和6年度から翌年度へ繰り越すべき財源2,628万1,000円を差し引いた実質収支額は1億1,456万円余りとなりました。

なお、財政状況を示す指標のうち、経常収支比率は93.0%と、前年度から1.3ポイント減少いたしました。これは、歳出において人件費や物件費などが増加した一方で、歳入の町税など比率を低下させる経常一般財源が増加したことが要因であります。

続いて、「地方公共団体の財政健全化に関する法律」に規定されております、令和6年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告いたします。

健全化判断比率のうち、普通会計を対象にした「実質赤字比率」及び公営事業会計を含めた全会計を対象にした「連結実質赤字比率」については、いずれも実質収支額が黒字のため、比率は算定されませんでした。

地方債の返済額の大きさを示す「実質公債費比率」については、6.4%であり、昨年度と比較して0.5ポイントの改善であります。

町が抱えている負債の大きさを示す「将来負担比率」については、11.6%であり、昨年度と比較して11ポイント増加いたしました。

次に、公営企業会計に係る「資金不足比率」についてであります、下水道事業会計及び水道事業会計ともに資金不足が生じていないことから、比率は算定されませんでした。

このことから、全ての資本指標において早期健全化基準を下回っており、健全段階にあることとなります。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率につきましても、監査委員より、算定の基礎となる事項を記載した書類とともに審査を受け、議員各位に配付したとおりの意見書をいただいたおるところでございます。

次に、議案第40号「国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算」は、歳入決算額14億3,747万5,000円余り、歳出決算額13億4,653万2,000円余りで、実質収支額は9,094万2,000円余りとなりました。

議案第41号「後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」は、歳入決算額2億1,566万5,000円余り、歳出決算額2億1,097万8,000円余りで、実質収支額は468万7,000円余りとなりました。

議案第42号「介護保険事業特別会計歳入歳出決算」は、歳入決算額17億7,270万8,000円余り、歳出決算額16億9,537万8,000円余りで、実質収支額は7,733万円余りとなりました。

議案第43号「下水道事業特別会計歳入歳出決算」は、歳入決算額、歳出決算額とも、同額の3,003万2,000円余りで、実質収支額はゼロ円となりました。

議案第44号「水道事業特別会計歳入歳出決算」は、収益的収支では、収入決算額2億5,806万9,000円余り、支出決算額2億4,750万円余りとなりました。

なお、損益計算書においては、7万1,000円余りの純損失が生じました。

資本的収支では、収入決算額7,270万4,000円余り、支出決算額1億8,347万5,000円余りで、差引き1億1,077万円余りの不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補填をいたしました。

以上が、各会計決算の概要であります。

なお、監査委員から審査意見として、一般会計における経常収支比率が依然として厳しい状況にあることから、総合計画の基本構想にある「計画的・効率的な行財政運営の推進」に努めるとともに、第6次行財政改革大綱に基づいた、より一層の行政改革の推進と財政規律の確立に努めるようご指摘をいただいておりますので、引き続き、財政健全化を念頭に置きながら町政運営に当たってまいりたいと考えております。

続いて、議案第45号から議案第49号までは、各会計の補正予算であります。

いずれも、令和6年度決算剰余金を繰越金として計上したほか、所要の補正を行いました。

まず、議案第45号「令和7年度一般会計補正予算（第4号）」であります。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億760万円を追加し、予算の総額を79億7,600万円いたしました。

歳入では、普通交付税の算定結果により1億2,718万円余りを追加したほか、前年度からの一般繰越金1億1,456万円を追加いたしました。

また、国及び県支出金では、事業の変更や交付決定に伴う増減調整をいたしました。

歳出では、定額減税補足給付金（不足額給付金）事業費の増額分1,544万円余りや町道改良工事など4,223万円余りを追加いたしました。

また、前年度からの繰越金に伴う財政調整基金への積立金6,187万円余りを追加いたしました。

なお、繰越明許費の補正は追加が1件、地方債の補正是変更が2件あります。

次に、議案第46号「令和7年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」であります。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,821万6,000円を追加し、予算の総額を15億5,666万9,000円といたしました。

次に、議案第47号「令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」であります。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ631万円を追加し、予算の総額を2億1,708万7,000円といたしました。

次に、議案第48号「令和7年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」であります。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,734万4,000円を追加し、予算の総額を18億2,666万1,000円といたしました。

次に、議案第49号「令和7年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第2号）」であります。

収益的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額に、収入支出それぞれ1,500万円を追加し、予定額を2億8,500万円といたしました。

以上が各会計補正予算の概要であります。

続いて、議案第50号「野辺地町犯罪被害者等支援条例案」は、犯罪被害者等支援について基本理念を定め、町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に推進し、もって町民が安心して暮らすことができる社会の実現を目指すため、提案するものであります。

続いて、議案第51号「北部上北三町村国土強靭化地域計画共同策定に係る協定について」であります。大規模な災害への対応や、復旧復興のスピード向上など、地域全体としての強靭性を高めることが可能であることから、野辺地町、横浜町、六ヶ所村との間において「強靭化計画共同策定に係る協定」を令和2年度に締結いたしました。

しかし、本来「強靭化計画共同策定に係る協定」を締結した際、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を経る必要があったにもかかわらず、議会の議決を経ぬまま、協定書

第2条に規定する「強靭化計画検討会議」において事務を執行していたものであり、本定例会において追認議決をいただくことにより、これらの瑕疵を治癒し、遡及的に有効なものとする法理が判例等で認められていることから、今回、改めて追認の議決を賜りたく、議案として提案するものであります。

続いて、議案第52号から議案第54号までは、「財産の取得の件について」であります。

まず、議案第52号でありますが、町立小・中学校の学習用コンピュータ等を青森県共同調達により取得するため、野辺地町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

次に、議案第53号でありますが、避難所用資機材等を取得するため、野辺地町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

次に、議案第54号でありますが、避難所用備品等を取得するため、野辺地町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

以上、ご提案いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、本職並びに関係職員から、詳細、ご説明申し上げますので、何とぞ慎重ご審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

◎委員会の所管事務調査報告

○議長（岡山義廣君）　日程第5、委員会の所管事務調査報告を議題とします。

総務常任委員会の所管事務調査について、委員長の報告を求めます。

5番、五十嵐勝弘君。

○総務常任委員長（五十嵐勝弘君）　それでは、総務常任委員会の報告を申し上げます。

委員会は、8月4日に開催されました。出席委員6名、オブザーバーとして議長、説明員として副町長、教育長、総務課長、学校教育課長、企画財政課長、町民課長及び関係職員が出席しました。

案件は、「所管に属する事務調査について」であります。

初めに、学校教育課長から「物価等高騰による学校給食の対応について」説明がありました。

「物価の上昇率は小学校低学年の米飯60グラムでは4.7%、中学生の米飯100グラムでは3.8%、牛乳は6.4%増加しているが、汁物、主菜、副菜で調整し、給食費単価を上げないよう取り組んでいます。青森県学校給食費無償化等子育て支援交付金は昨年度と比較すると、物価高騰対策分が増額されております。学校給食共同調理場での取組では、残食量が多いため、各クラスから聞き取りして食べ切れる量を提供しています。また、デザートの提供を月7回程度から4回程度に変更しております。その他として、学校給食調理等の受託業者より、最低賃金の大幅な上昇及び人件費の増額によって変更契約の申出があったことから、その内容が妥当であると判断し、9月定例会へ補正予算

を提出する予定です」と説明を受けました。

委員から「他の自治体のように給食費単価を値上げして、その分を町が負担し、主菜等を調整せずに従来どおり提供しては」との質疑に対し、学校教育課長から「現状では何とか提供できているが、更に物価が上がると検討が必要になるかもしれません」と答弁がありました。

次に、企画財政課長から「地域公共交通計画の策定について」説明がありました。

「地域公共交通計画とは、住民が質の高い充実した生活を送れるよう、法律に基づき、地域の移動手段を確保するため、地方公共団体が中心となり、交通事業者や住民など地域の関係者と協議しながら策定するものです。令和2年11月の法改正によって、当該計画の作成が努力義務化され、原則として全ての地方公共団体が協議会方式等で作成することとされており、町地域公共交通会議で作成する必要があります。策定には、専門的な業者に委託する必要があり、委託して策定する費用には、国庫補助金を充てることができます。この補助金は前年度までに事前申請する必要があります、令和8年度分を本年度に事前申請する方向としております。事前申請に問題がなければ、令和8年度に地域公共交通計画を策定したいと考えております。令和9年度以降は、町のほうで策定された当該計画に沿った施策等を実施していく流れになります」と説明を受けました。

最後に、町民課長から「子ども・子育て支援金制度に伴う国民健康保険及び後期高齢者医療の徴収額について」説明がありました。

「子ども・子育て支援金の概要ですが、法改正によって、少子化対策の一環で、全世代・全経済主体で子育て世帯を支えることを目的として、児童手当の拡充や高等教育支援などの特定財源となっています。この支援金の財源は、国民健康保険及び後期高齢者医療が該当となり、保険料に上乗せして徴収されます。令和8年度から10年度まで段階的に金額が引き上げられることになりますが、詳細は国からまだ示されておりませんので、示された際には条例改正を行い対応したいと考えております」と説明を受けました。

以上、総務常任委員会の報告であります。

○議長（岡山義廣君） 報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） 説明の後半、地域公共交通計画の策定について、企画財政課のほうから説明があったということですが、簡単に言えばどういう内容のものでしょうか、お願いいいたします。

○議長（岡山義廣君） 5番、五十嵐勝弘君。

○総務常任委員長（五十嵐勝弘君） 地域公共交通計画の……計画の策定についてでよろしいですか、計画の内容ですか。

〔「内容」の声あり〕

○総務常任委員長（五十嵐勝弘君） この内容につきましては、地域公共交通会議という15人の委員で構成されている団体がありまして、その団体で策定するということになっておりまして、その中にはバス事業者さんであるとかタクシー事業者さん、それから町のほう等々、あと有識者の方々も参画して、今後町の公共交通計画をどのように推進していくかというのを策定するためのものであります。実質、今回の企画財政課からの説明によりますと、町主体でやるもの、それから交通事業者さんのはうに支援をして行うもの、また交通事業者さんと町と共同で行うものという3つの選択肢があるのではないかということで、今後それを公共交通会議のほうで詰めていくという形になろうかと思います。現状は、どのような形になるかは決まっておりません。

○議長（岡山義廣君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（岡山義廣君） これで総務常任委員会の報告を終わります。

次に、建設産業保健衛生常任委員会の所管事務調査について、委員長の報告を求めます。

3番、木戸忠勝君。

○建設産業保健衛生常任委員長（木戸忠勝君） 建設産業保健衛生常任委員会から委員会の報告を申し上げます。

委員会は、6月24日に「こかぶ農家現地視察」を実施しました。出席委員は6名。参与として、町長、副町長、総務課長、産業振興課長及び関係職員が出席しました。

こかぶ農家3戸を訪問し、それぞれ野辺地葉つきこかぶの生産及び生育状況について確認してから、町が行う「農業支援事業について」説明を受けました。その内容については、農業振興に関する支援、農地に関する支援、新たな担い手への支援と3種のメニューを用意しており、令和7年度予算額としては計1,443万円余りであります。

委員会は、6月26日に「ホタテ養殖場現地視察」を実施しました。出席委員は6名。参与として、総務課長、産業振興課長及び関係職員が出席しました。

町漁協役員の案内で養殖場のホタテの生育状況を確認したところ、タイによる食害被害で耳づりしたホタテがほぼ全滅に近い状態であることを目の当たりにしました。

その後、本委員会は町漁協役員、参与として副町長にも出席してもらい、懇談いたしました。町漁協組合長から「ホタテの食害被害に遭うまでの経緯及び事業者の状況」の説明を受け、「町の基幹産業であるホタテ養殖を維持していくために、支援を求める要望も視野に活動することとした」としました。

委員会は、8月5日に開催されました。出席委員6名。説明として副町長、総務課長、建設水道課長、産業振興課長及び関係職員が出席しました。

案件は、「所管に属する事務調査について」です。

初めに、建設水道課長から「令和7年度追加事業について」説明がありました。

「令和7年度追加事業として、野辺地寺ノ沢線舗装補修工事は、延長300メーター、事業費1,730万円余り。下町・一ノ渡線舗装補修（第2期）工事は、延長300メーター、事業費2,557万円余りで繰越事業として考えております。9月定例会へ補正予算を提出する予定です」と説明を受けました。

次に、産業振興課長から「町漁協のホタテ食害被害の対応について」説明がありました。

「現在検討中で、国、県の動向に追随して支援する予定です」と説明を受けました。

委員から「タイの食害と高温による被害の比率は」との質疑に対して、産業振興課長補佐から「町漁協の報告では、令和6年度の高水温の被害額約8,500万円、タイの食害の被害額2億6,000万円です」と答弁がありました。

以上、建設産業保健衛生常任委員会の報告であります。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで建設産業保健衛生常任委員会の報告を終わります。

◎特別委員会の中間報告

○議長（岡山義廣君） 日程第6、特別委員会の中間報告を議題にします。

ハラスメント対策特別委員会から、付託中の事件について中間報告をしたいとの申出があります。お諮りします。本件は申出のとおり報告を受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、ハラスメント対策特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

委員長の報告を許します。

4番、村中玲子君。

○ハラスメント対策特別委員長（村中玲子君） ハラスメント対策特別委員会の中間報告を申し上げます。

委員会は、8月28日に開催されました。委員6名、オブザーバーとして議長が出席しました。

案件は、「議会ハラスメント防止条例（案）について」です。

委員間で協議を行い、本条例（案）の骨子がまとまりましたので、議員各位には、次の定例会においてお示ししたいと考えております。

しかし、別に本条例（案）を運用するための方針を定める必要があります。今後は、「議会ハラスメント対応方針」をまとめ、具体的には、ハラスメント事案と認められた場合に審議会を設置し、どのように相談体制を確保するか、問題解決へのフロー等を整備することとしております。

本条例（案）の提案に当たっては、議員各位が町民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚するとともに、ハラスメントが個人の尊厳を不适当に傷つけ、人権侵害に当たることを認識し、ハラスメントの根絶及び防止に努めることを活動理念とすることを望みつつ、議員各位が充実した議会活動を開いていただければと考えております。

本委員会は引き続き、付託中の事件について調査いたします。

以上、本委員会に付託されております「議員のハラスメント防止に関する事項」についての中間報告となります。

○議長（岡山義廣君） この報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これでハラスメント対策特別委員会の中間報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長（岡山義廣君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前10時09分）